

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
【英訳名】	MINKABU THE INFONOID, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 CEO 瓜生 憲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
【電話番号】	03-6867-1531(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部管掌 上級執行役員 矢口 順子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
【電話番号】	03-6867-1531(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部管掌 上級執行役員 矢口 順子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図ると共に、今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
2. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、定款第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第14条（電子提供措置等）第2項の新設するものであります。
 - (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設定いたしました。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
3. 当社及び当社グループの事業拡大等に鑑み、経営体制の一層の強化を図るため、定款第17条（員数）に定める取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限につき、5名から10名へ増員するものであります。
4. 当社では、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりませんでした。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、定款第19条（任期）第4項を新設するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

瓜生憲、齋藤正勝、伴将行、高田隆太郎、野間潔、澄田誠及び槇徳子を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

石橋省三を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

山田聡子を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年9月1日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認をいただき現在に至っておりますが、経済情勢等諸般の事情及び社外取締役を中心とした今後の更なる増員の可能性を考慮し、年額300百万円以内とするものであります。

なお、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	116,921	116	-	(注)1	可決 99.84
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 瓜生 憲 齋藤 正勝 伴 将行 高田 隆太郎 野間 潔 澄田 誠 槇 徳子	109,624 116,896 116,878 116,888 73,765 116,840 116,836	7,413 141 159 149 43,272 197 201	- - - - - - -	(注)2	可決 93.61 可決 99.82 可決 99.80 可決 99.81 可決 62.99 可決 99.77 可決 99.77
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 石橋 省三	111,103	5,934	-	(注)2	可決 94.87
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 山田 聡子	116,757	280	-	(注)2	可決 99.70
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	116,389	648	-	(注)3	可決 99.38

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上